

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大こそが企業としての最大の使命と認識しており、その実現のためには、企業統治の充実、株主に対する説明責任に積極的に取り組むことを経営上の最も重要な課題と位置付けています。今後、さらに、経営の透明性、効率性、迅速性を意識し、すべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2) 基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会・監査役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4 - 3(3)】

当社の役員において、その半数を占める社外役員は、相互に連携しつつ、独立かつ客観的な立場に基づく情報交換・認識共有に基づき、業績等の適切な評価を踏まえた経営のモニタリングを行っています。これらにより、代表取締役の機能発揮に関する企業統治は十分に機能していると考えております。

今後については、他社の動向を踏まえながら、会社に求められる手続きの客観性・適時性・透明性を認識しつつ、当社のガバナンスに適合した手続きの検討を進めていきたいと考えております。

【補充原則4 - 10(1)】

取締役会における経営幹部・取締役の指名及び報酬などの重要事項の決定においては、当社では、社外役員が半数を占める体制の下で企業統治が十分に機能していると考えております。

今後については、他社の動向を踏まえながら、会社に求められる手続きの客観性・適時性・透明性を認識しつつ、当社のガバナンスに適合した手続きの検討を進めていきたいと考えております。

【補充原則4 - 11(3)】

当社の取締役会は、「取締役の構成」、「取締役会の開催回数」、「各取締役の出席率」、「審議の充実化を図るための諸施策」、「社内規則に基づく適正な決議・報告事項」、「経営計画の達成度」、等の多角的視点で評価した結果、実効的な機能を果たしていると認識しています。

取締役会全体の実効性に関する、評価・分析の実施と開示については、今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する取組みについて」として開示し、当社ウェブサイト (<https://www.adniss.jp/ir/library/governance>) に掲載しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	805,200	8.70
アドソル日進従業員持株会	774,700	8.37
日本プロセス株式会社	494,000	5.34
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	337,800	3.65
株式会社インテック	316,300	3.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	256,500	2.77
株式会社みずほ銀行	186,000	2.01
株式会社バリューHR	171,700	1.86
坂下 重信	154,700	1.67

上田 富三	138,800	1.50
-------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
峰野 博史	学者											
坂本 すが	その他											
廣田 耕一	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
峰野 博史	○	< 重要な兼務状況 > 静岡大学大学院情報学領域 < 独立性に関する補足説明 > 当社は、2011年12月及び2012年6月に、当時峰野氏が所属する静岡大学大学院情報学研究科の研究室と情報通信技術に関する情報交換をいたしました。 現時点において、当社との間の取引はありません。	学術院情報学領域の教授、研究者として、通信ネットワーク分野において最先端の技術動向に精通する等、卓越した知見を有しており、情報通信技術分野を中心に、当社の事業に助言・指導をいただけるためであります。 また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。

坂本 すが	○	<重要な兼務状況> 特定非営利活動法人日本医療マネジメント学会(理事) 和歌山県公立大学法人評価委員会(委員) 一般社団法人日本看護業務研究会(副理事) 東京医療保健大学(副学長) 一般社団法人日本看護管理学会(理事長) <独立性に関する補足説明> 現時点において、上記いずれの団体も当社との間の取引はありません。	医療、看護分野において豊富な経験と実績を持つ有識者であり、当該分野において卓越した知見を有しており、医療分野及び産学連携を中心に、当社の事業に助言・指導をいただけると判断しております。 また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。
廣田 耕一	○	<重要な兼務状況> アルヒ株式会社(顧問) <独立性に関する補足説明> 現時点において、上記の団体と当社との間の取引はありません	主に警察行政の第一線において、豊富な経験と実績を持つ有識者であり、情報セキュリティ分野において法制度等の動向に精通する等、卓越した知見を有しており、国の政策や法制度の動向等を中心に、当社の事業に助言・指導をいただけるためであります。 また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、会計監査や内部統制監査、四半期レビューの報告を通じて、常勤監査役及び監査室との連携を確保しています。また、常勤監査役は、監査室と連携し、随時必要な情報交換を行っています。さらに、会計監査人は、窓口である経理財務部のほか、監査室とも直接連絡が取れるようになっており、会計監査人が必要とする情報についても随時提供開示可能な体制となっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大滝 義衛	他の会社の出身者													
吉成 外史	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大滝 義衛		< 重要な兼務の状況 > なし < 独立性に関する補足説明 > 当社の株主である(株)インテックにおいて、2021年6月まで常勤監査役として在籍しておりました。当社と同社との間の取引は、2021年3月期でソフトウェア保守の委託等の取引がありますが、当社の全取引高の1%未満であります。	当社同業種の事業会社において監査役を務める等、経験、幅広い見識を有し、当社の監査役体制の強化・充実のため、人格、見識の上でも適任と判断しています。 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断しています。
吉成 外史	○	< 重要な兼務の状況 > (株)タカラトミー(社外監査役) あかつき総合法律事務所(所長) (株)バリューHR(社外取締役監査等委員) < 独立性に関する補足説明 > 当社と(株)バリューHRとは資本・業務提携契約を締結していますが、独立性に問題はないと考えております。 また、当社とその他の兼務先との間の取引はありません。	事業会社において監査役に就任しており、また、弁護士として企業経営に幅広い経験と見識等を有していることから、監査体制の強化・充実のため、適任と判断しています。 また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する金融商品取引所が定める独立性基準において規定されている要件を満たし、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役及び社外監査役から独立役員を選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、基本報酬に加え業績連動型報酬制度を導入することで、事業計画達成に対する一定のインセンティブ要素を取入れています。

ストックオプション制度は、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めること、株主との価値共有を進めることを目的に導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対して企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを付与しています。なお、社内取締役には株式報酬型ストックオプションを付与し、従業員には税制適格型ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)及び社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しています。また、事業報告においては、取締役及び社外役員の支給人員及び支給総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしています。

2)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

3)業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値を超過達成した場合に、その達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給します。

非金銭報酬等は、株式報酬とし、年間合計30,000株を上限に、新株予約権を役位、職責に応じて、毎年1回付与します。

4)基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、他社水準を考慮し、役位、職責に応じて決定します。

5)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役に一任することができ、委任を受けた代表取締役がその具体的内容について当方針にしたがい最終決定します。その権限の内容は、各取締役の基本報酬(金銭報酬)の額、業績連動報酬等の額及び株式報酬における新株予約権の個数の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、厳正に監視します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務人事部が、取締役会と監査役会の事務局として支援を行う他、関連組織は、社外取締役(社外監査役)の要請にもとづき資料や情報を提供しています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【現状のガバナンス体制の概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離・確立を図っています。

1)取締役会

取締役会は取締役7名(内 社外取締役3名)で構成されています。

取締役会は毎月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会では、法律で定められた事項、経営に関する重要な事項、事業計画等について適正な議論のもとに意思決定がなされ、予算及び業務の進捗状況について確認しています。また、取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行います。

2)経営会議

当社は、社内規則で定めた重要事項について取締役会に上程する審議・報告事項の審議及びその他日常的な経営事項についての審議を行っています。

代表取締役を議長として業務執行を行う取締役及び事業組織のトップを構成員として、週1回開催しています。また、常勤監査役は本会議に出席し、意見を述べるができることになっています。

3)各種委員会

経営における重要なテーマについて、担当取締役を委員長とする全社横断的な委員会を設置し、テーマごとに検討・決定・推進を行うとともに、取締役会及び経営会議に報告しています。

- ・内部統制委員会(内部統制の構築及びモニタリング)
- ・情報セキュリティ委員会(情報セキュリティ体制の運営・リスクの評価)
- ・安全衛生委員会(労働災害防止の取組み)
- ・環境委員会(環境負荷低減活動に関わる取組み)
- ・技術戦略委員会(技術戦略の合意形成と展開推進)

以上の各種任意の機関を定め、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています

4)監査役会

当社は、監査役会制度を採用しています。監査役会は、監査役の独立性、監査の実効性を確保するため、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(社外監査役2名)で構成されています。監査役会は、法令、定款及び「監査役会規則」にしたがい、監査役間の意見交換を実施するほか、監査法人、年間監査計画等を決定しています。監査役3名は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を十分監視できる体制となっています。そのほ

かにも常勤監査役は、経営会議及び営業会議等の社内の重要な会議に出席できるようになっています。

5) 内部監査

当社は、監査室において内部監査を実施しており、現在は1名を配置しています。年間を通じてモニタリング及び必要な内部監査を随時行っており、その結果は監査室より直接代表取締役社長に報告されるほか、監査対象組織に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況等を確認しています。また、定期的に行う常勤監査役との意見交換において、監査内容及び結果を報告しています。

6) 会計監査人

会計監査人は、太陽有限責任監査法人であります。同監査法人及び監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社の間に、特別な利害関係はありません。

2021年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

森内 茂之、土居 一彦

(継続監査期間)

2012年3月期より継続

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士5名、その他11名

7) 役員報酬

取締役及び監査役の報酬等を決定するに当たっての方針及び手続については、社内規則に定めています。また、取締役の報酬等の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しています。

8) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できるよう、必要に応じて、関連する組織へ情報や資料を求め、情報提供を求められた組織は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、常勤監査役が、社内の重要会議に出席することで、社内各部門からの十分な情報収集を行い、社外取締役及び社外監査役との共有を行っています。

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する額のいずれか高い額としています。

9) 監査役の強化に関する取組み

社外監査役を含む監査役は、就任に際し、関連法令や当社に関する各種情報を得ることを目的として、外部セミナー及び社内説明会に出席し、監査役に求められる役割と責務の理解に努めています。

また、必要な知識の習得や適切な更新にあたっては、社内研修の他、会社負担にて外部研修を受講するなどして研鑽に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における取締役会は、3名の社外取締役を含む7名の取締役により構成されており、重要な業務執行の意思決定と取締役の業務執行を監督しています。3名の社外取締役は、他の取締役・経営陣に対する監督を行うとともに、独立した立場から適時適切な助言及び意見を行っています。

また、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成されており、各監査役は業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人及び監査室と連携して、取締役の業務執行を監査しています。このことから、業務の適正及び適法が確保されと考え、現在の監査役会設置会社の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送の早期化に努めるほか、招集通知の内容を発送日前日までに、TDnet (東京証券取引所のウェブサイト) 及び当社ウェブサイトに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避けた開催日及び株主が出席しやすい場所の設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月開催の定時株主総会から電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2021年6月開催の定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2021年6月開催の定時株主総会から主要な部分について英文にて提供行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRに関する体制並びに手続等を社内規則に定め、適時開示体制についてはコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しています。体系的な方針等は当社ウェブサイトにて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ、個人投資家向けに定期的説明会を開催していません。今後の状況を踏まえ、開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会では代表取締役が説明を行っています。また、機関投資家を対象としたスモールミーティング等を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の投資家向けに、英文資料の開示に努めていますが、現時点においては、海外投資家向けの定期的説明会は開催していません。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の各種報告書、中期経営計画、投資家向け決算説明会に関する資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当取締役：取締役 経営企画室長 後関 和浩 担当部署：経営企画室 事務連絡責任者：経営企画室 次長 森井 貴夫	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な企業価値の発展のために、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、透明で公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持発展に努めることを「企業行動規範」に明記しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、「環境方針」を定めるとともに、担当取締役を中心とした環境委員会を設け、経営とリンクする戦略的な活動目標・実行計画を策定しています。年に1回、取締役・経営陣が出席する会議にて、年間を通じた活動を報告し、翌年以降への改善活動に繋げています。 また、ボランティア活動(チャリティイベントへの協賛・参加、地域清掃活動、募金活動等)を通じて、社会貢献活動にも積極的・能動的に取り組んでいます。 また、健康と福祉、IT人材の育成に資する産学連携活動等に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRに関する体制並びに手続等を社内規則に定め、公平な情報開示に努めています。さらに、ウェブサイトでの情報開示を充実させることにより、情報開示の公平性、適時性の向上を図っています。 また、体系的な方針等を当社ウェブサイトを開示しています。
その他	<女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保> 当社は、人材の多様性は会社の持続的な成長を確保する上での強みとなることを十分認識しており、以下の2つの項目について積極的に推進しています。 1)女性従業員の積極的活用を推進するとともに、在宅勤務(テレワーク)、時差勤務、短時間勤務等の制度整備を通じて、多様なライフスタイルに応じた働き方を選択でき、社員の誰もが継続的に活躍できる環境の提供に努めています。 また、女性活躍推進法に基づく行動計画を作成し、採用における女性比率の向上や、女性管理職の育成も含めたキャリア研修等の次世代の女性幹部候補者の育成に取り組んでいます。 2)人材の多様性の一環として、新規卒卒者の採用において積極的に外国人留学生を採用する活動を展開しています。 特に、ベトナムからの留学生の採用に注力しており、毎年数名を採用することで、多様性の確保を推進しています。 <企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮> 当社は、企業年金制度として、確定拠出型と確定給付型を併用しバランスさせることで、企業年金が企業財政に及ぼすリスクを低減させつつ、従業員が安定的に資産形成することを支援しています。 確定給付型企業年金については「全国情報サービス産業企業年金基金」に加入しており、年金資産の運用を外部委託しています。当基金は、総合型の確定給付企業年金制度を運用しており、加入会社は約1千社、加入員数15万人を擁している国内屈指の企業年金基金であり、財政状況は極めて安定的かつ健全に推移しています。 当社は、当基金の運営につき、年金資産の運用状況、財務状況、組織管理体制等の全般にわたり報告を受けることで、定期的なモニタリングを行っており、企業年金の受給者と会社との間に生じ得る利益相反についても適切に管理しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における内部統制及びリスク管理に係る体制の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

コーポレート・ガバナンス

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。

代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役会に報告する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査組織及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

コンプライアンス

取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

財務報告の適正性確保の為の体制整備

「経理規則」を始めとする社内諸規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保する為の体制を確保するとともに、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。

取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視・監督する。

監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

内部監査

代表取締役直轄の内部監査組織を設置するとともに監査責任者1名及び必要に応じて監査担当者を任命する。内部監査組織は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また、内部監査組織は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存・管理

取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料とともに適切に保存し、管理する。

また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん、又は事故や故障、若しくは、自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

会社の事業展開に伴うあらゆるリスクに適正かつ迅速に対処できるようにするための社内規則を整備し、リスクの的確な把握、適正な対処、監視・責任体制を明確にする。

また、各種社内委員会の設置および各種マネジメントシステムの活用とともに、使用人に対する教育研修によるリスク管理意識の向上やモニタリング方法の改善によるリスクを検出する仕組みの強化などを通じて、個々の職務執行に伴う具体的なリスクの識別・評価・監視・管理の実効性を高め、リスク管理の充実化を図る。

さらには、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、指定感染症の拡大防止を目的とした政府・自治体による緊急事態宣言、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動および重要な業務プロセスが中断されないよう、或いは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開できるよう、事業継続計画を策定し対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切且つ機動的に行う為、代表取締役を補佐する機関として経営会議及び各種社内委員会を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。

職務権限・責任の明確化

適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため、子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。尚、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役補助者は職務の執行に係る役職を兼務しないこと

とする。並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することができるものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。

監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、及び重要情報に関する情報を入手ができる体制とする。

監査役が、会計監査人及び内部監査組織と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

監査役への報告体制を整備し、また、報告を行った者に対する不利益取り扱いを禁止する旨を明確にし、周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、担当組織が確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

内部監査組織の監査役との連携

内部監査組織は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

外部専門家の起用

監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応基準則」を定めており、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任及び企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、全社一丸となり、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を基本原則として、一切の関係を持たないこととしています。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括組織及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、総務人事部を統括部門とし、総務人事部長を統括責任者としています。また、各事業所に担当責任者を設置しています。

(2) 外部の専門機関との連携状況

総務人事部は、顧問弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センター等と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えています。

(3) 対応マニュアルの整備状況

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、社内イントラネットに掲載し、いつでも閲覧できるようにしています。

(4) 研修活動の実施状況

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を教材に年1回以上従業員等に教育を実施しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

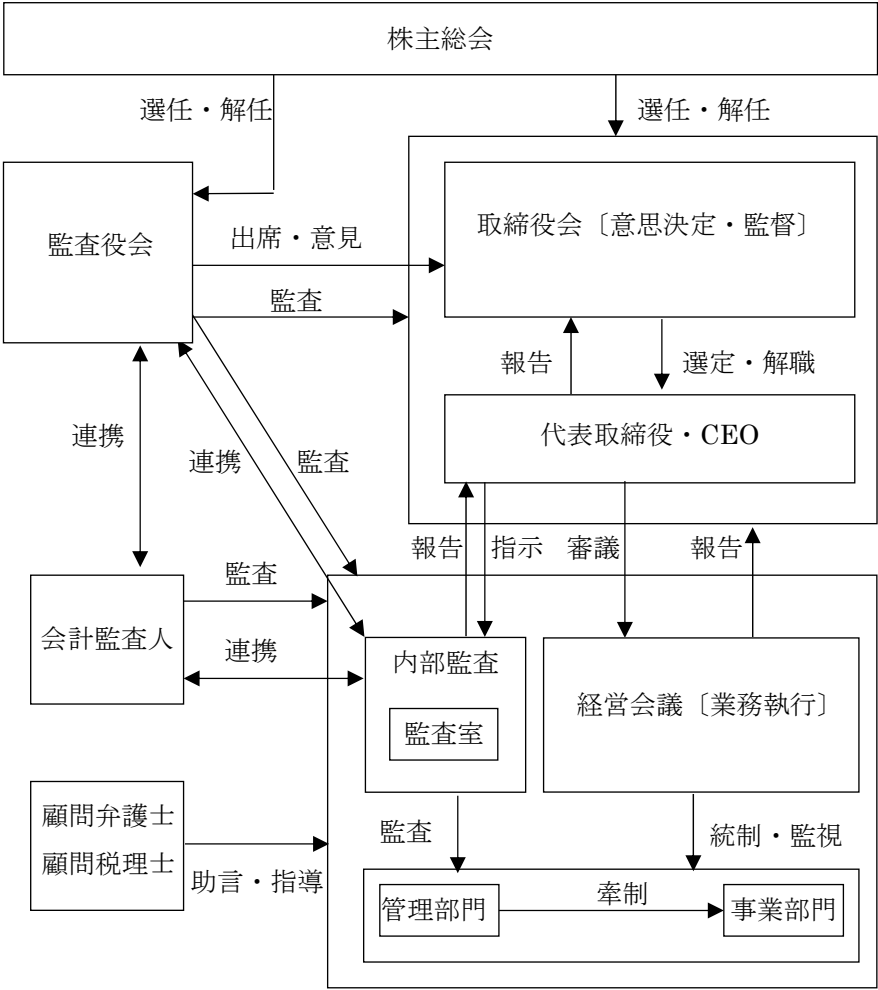
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

内部統制システムを含む
コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の模式図

